

まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017改訂版）及び 平成30年度予算・税制改正（地方創生関連）について

平成30年2月13日

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

ライフステージに応じた地方創生の充実・強化

2017年度（総合戦略の中間年）のKPIの総点検を踏まえて、地方・東京圏の転出入均衡という基本目標をはじめとする各基本目標の達成を目指して、ライフステージに応じた地方創生の充実・強化に取り組む。



◎各基本目標等の主なKPI（2020年目標）の進捗状況

<基本目標①> 地方に「しごと」をつくる

- 若者雇用創出数（地方）
：5年間で30万人
➔18.4万人創出（2016年度推計）
- 女性（25～44歳）の就業率
：77%
69.5%（2013年）
➔72.7%（2016年）

<基本目標②> 地方への新しい「ひと」の流れをつくる

- 地方・東京圏の転出入均衡
- 東京圏への年間転入超過
10万人（2013年）
➔12万人（2016年）

<基本目標③> 結婚・子育ての希望実現

- 第1子出産前後の女性継続就業率
：55%
38.0%（2010年）
➔53.1%（2015年）
- 週労働時間60時間以上の雇用者割合
：5%に低減
8.8%（2013年）
➔7.7%（2016年）

<基本目標④> 「まち」をつくる

- 立地適正化計画作成市町村数
：300都市（150都市から変更）
4都市（2016年9月末）
➔112都市（2017年7月末）
- 「小さな拠点」等の地域運営組織形成数
：5千団体（3千団体から変更）
1,656団体（2014年）
➔3,071団体（2016年）

長期ビジョン

まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017改訂版)(~2019年度)

中長期展望(2060年を視野)

基本目標(成果指標、2020年)

主要施策とKPI

主な施策

生産性革命や人づくり革命の土台となる地方創生の大胆な推進-ライフステージに応じた政策メニューの充実・強化-

I.人口減少問題の克服
◎2060年に1億人程度の人口を維持

◆人口減少の歯止め
・国民の希望が実現した場合の出生率(国民希望出生率)=1.8

◆「東京一極集中」の是正

II.成長力の確保
◎2050年代に実質GDP成長率1.5~2%程度維持(人口安定化、生産性向上が実現した場合)

① 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
◆若者雇用創出数(地方) 2020年までの5年間で30万人 現状:18.4万人
◆若い世代の正規雇用労働者等の割合 2020年までに全ての世代と同水準 15~34歳の割合:94.3%(2016年) 全ての世代の割合:94.5%(2016年)
◆女性の就業率 2020年までに77%:72.7%(2016年)

② 地方への新しいひとの流れをつくる
◆地方・東京圏の転出入均衡(2020年) 東京圏への転入超過数:12万人(2016年)
・東京圏→地方転出 4万人増 :1万人減(2016年)
・地方→東京圏転入 6万人減 :1万人増(2016年)

③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
◆安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考える人の割合40%以上 :42.6%(2017年2月暫定値)
◆第1子出産前後の女性継続就業率55%:53.1%(2015年)
◆夫婦子ども数予定(2.12)実績指標95%:93%(2015年)

④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する
◆立地適正化計画を作成する市町村数 300市町村:112都市(2017年7月)
◆都市機能誘導区域内に立地する誘導施設数の占める割合が増加している市町村数 100市町村
◆居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数 100市町村

○地域の中核企業、中核企業候補支援
・3年間で2,000社支援(地域未来投資促進法の活用等)
・地域中核企業候補等の先導的プロジェクトを5年間で1,000支援し、平均売上高を5年間で3倍(60億円)
○観光業を強化する地域における連携体制の構築
・訪日外国人旅行消費額8兆円:3兆7,476億円(2016年)
・世界水準のDMOの形成数100
○農林水産業の成長産業化
・6次産業化市場10兆円:5.5兆円(2015年度)
・農林水産物等輸出額1兆円:7,502億円(2016年)

○企業の地方拠点機能強化
・雇用者数4万人増加 :11,560人※ ※地域再生計画(H29.11)に記載された目標値
○地方における若者の修学・就業の促進
・自道府県大学進学者割合平均36%:32.7%(2017年度)
○地方移住の推進
・年間移住あっせん件数 11,000件 :約6,800件(2016年度)

○少子化対策における「地域アプローチ」の推進
・週労働時間60時間以上の雇用者割合を5%に低減 :7.7%(2016年)
○若い世代の経済的安定
・若者の就業率79%に向上 :77.7%(2016年)
○妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援
・支援ニーズの高い妊産婦への支援実施100% :86.4%(2015年度)

○「連携中枢都市圏」の形成
・連携中枢都市圏 30圏域:23圏域(2017年10月)
○「小さな拠点」の形成
・「小さな拠点」1,000か所:908か所(2017年度)
・地域運営組織 5,000団体:3,071団体(2016年度)
○大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応
・建替え等が行われる公的賃貸住宅団地(100戸以上)における、高齢者世帯等の支援に資する施設の併設率:2016年度~2025年度の期間内に建替え等が行われる団体のおおむね9割:84.4%(2016年度)

①生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
・地域の技の国際化、地域の魅力のブランド化、地域のしごとの高度化
・創業支援・起業家教育、事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援等
・地域経済牽引事業の促進、近未来技術の実装、生活産業の実装等
②観光業を強化する地域における連携体制の構築
・DMOを核とする観光地域づくり・ブランディングの推進、受入環境整備
・多様な地域資源(文化、スポーツ、産業遺産等)を活用したコンテンツづくり
③農林水産業の成長産業化
・輸出プロモーション・ブランディング戦略の立案・実行、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律による雇用と所得の創出
④地方への人材還流、地方での人材育成、雇用対策
・「プロフェッショナル人材戦略拠点」の活用促進等

①政府関係機関の地方移転
・文化庁等の中央省庁等の地方移転の推進、サテライトオフィスの充実
②企業の地方拠点強化等
・本社機能の移転や地方での拡充を行う事業者に対する支援措置の一層の推進等
③地方創生に資する大学改革等
・日本全国や世界から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」、東京23区における大学の定員抑制、地方と東京圏の大学生の対流促進等
④地域における魅力あるしごとづくりの推進等
・起業・創業の促進、東京に本社を持つ大企業等による地方での雇用機会の創出、地方創生インターンシップの推進、奨学金返還支援制度の全国展開等
⑤子供の農山漁村体験の充実
・教員の負担軽減、受入れ農家の確保等の課題、送り手側と受入れ側のマッチングの仕組み等について調査・分析を進め、支援策の充実強化を検討
⑥地方移住の推進
・移住・定住施策の好事例の横展開、農泊、「生涯活躍のまち」の推進
・これまでにない地方生活の魅力の発信、Uターン対策の抜本的な強化

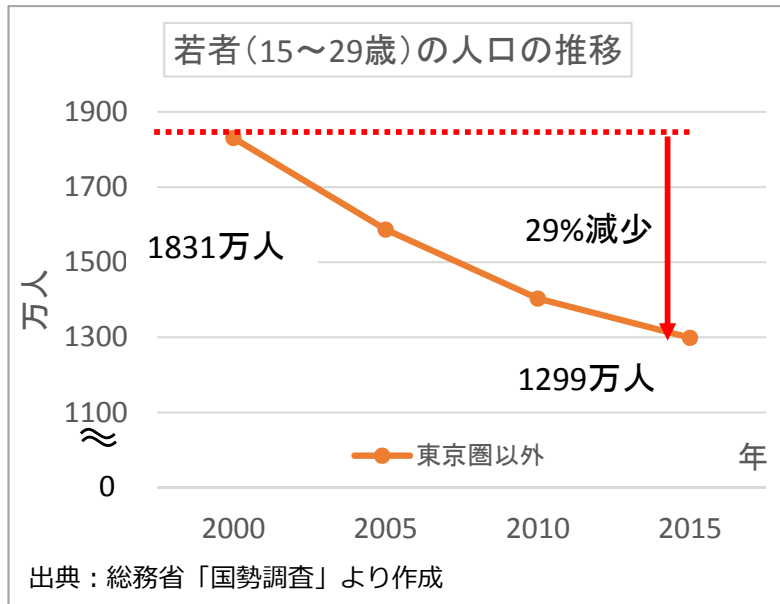
①少子化対策における「地域アプローチ」の推進
・「地域働き方改革会議」における取組の支援、先駆的・優良な取組の横展開
②若い世代の経済的安定
・新卒者等への就職支援、フリーター等の正社員化支援
③出産・子育て支援
・幼児教育の無償化、待機児童の解消

①まちづくり・地域連携
・連携中枢都市圏の形成、定住自立圏の形成の促進
・BID制度を含むエリアマネジメントの推進
・都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成に当たっての政策間連携の推進
・地方都市における「稼げるまちづくり」の推進(空き店舗活用等による商店街の活性化)
②「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)
・地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成及び取組の推進
③大都市近郊の公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化
・公的賃貸住宅団地のストック活用や建替え時の福祉施設等の併設による団地やその周辺地域における高齢者の地域包括ケアの拠点の形成等の推進
④地方公共団体の持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組の推進
・地方公共団体に対する普及促進活動の展開、SDGs達成のためのモデル事例の形成

「地方消滅の危機」の共有

<地方の若者の減少>

- ◆ 2000年から2015年の15年間で、地方（東京圏以外）の若者人口（15～29歳）は、約3割（532万人）の大幅な減少。



<東京一極集中の現状と課題>

- ◆ 東京圏は約**12万人**の転入超過（2016年）
- ◆ 東京一極集中の傾向が継続（21年連続転入超過）
- ◆ 通勤時間の長さ、住宅価格の高さ、保育サービス、高齢者介護サービスにおける待機者など、**生活環境面での多くの問題**が発生。
- ◆ 出生率が相対的に低い東京圏への人口集中が続いた場合、より事態が深刻化し、より少ない現役世代（生産年齢人口）で高齢者を支えることになりかねない。

2015年



高齢者1人を2.28人の
現役世代(生産年齢人口)で支える

2042年



高齢者1人を1.48人の
現役世代(生産年齢人口)で支える

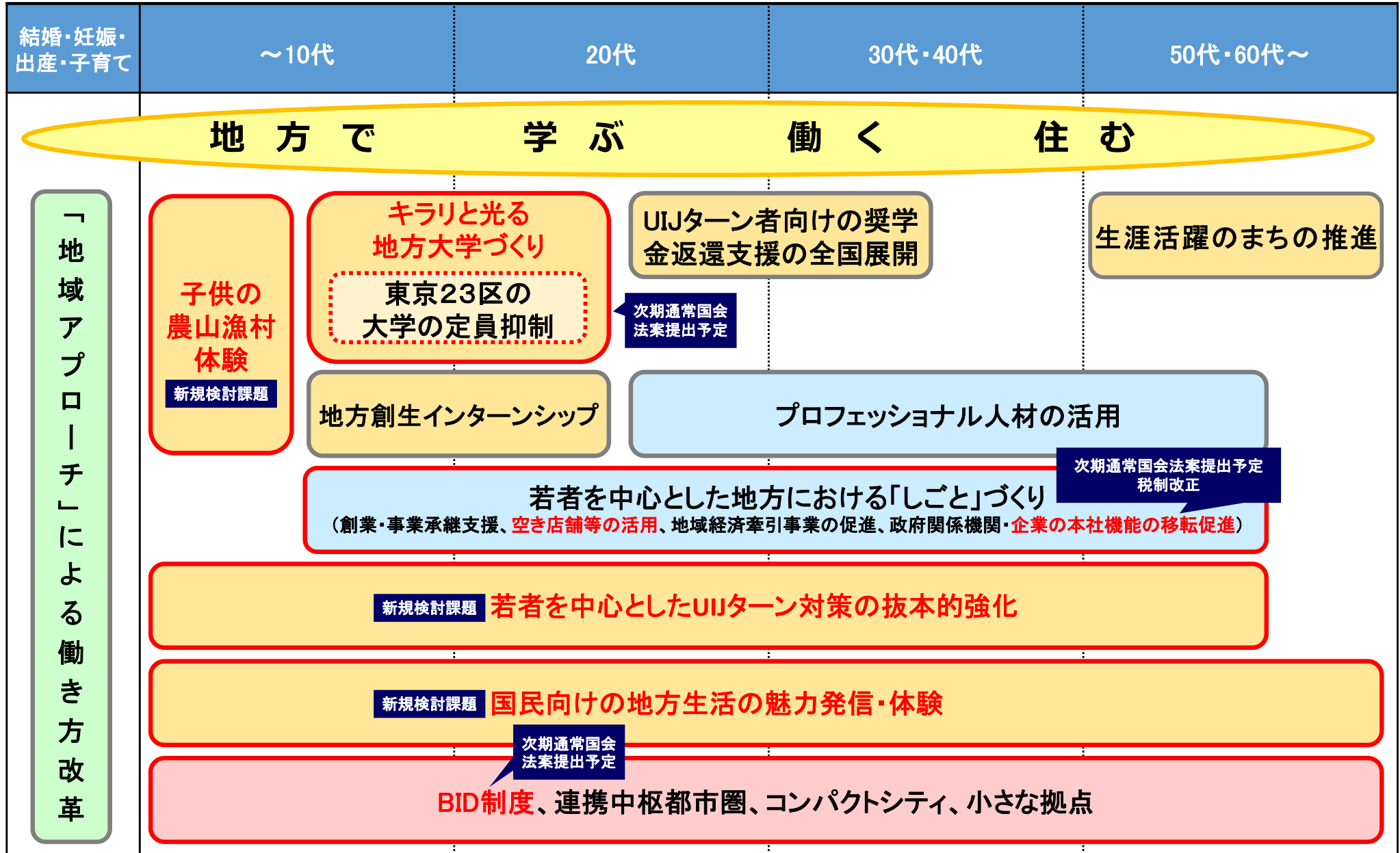
出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」より作成

- ◆ 未来を担う子供たち、若者たち、高齢者が大幅に減る地域にあっては、**消滅の危機に陥りかねない。**

- ◆ このような極めて重要な課題であるにも関わらず、最近では、関係者の中で地方創生への熱意が薄れている、地方公共団体によっては危機意識にばらつきが感じられるとの指摘も出ている。
- ◆ 国民の間で事態の深刻さを共有し、生産性革命や人づくり革命の土台となる地方創生を大胆に進める。

ライフステージに応じた政策メニューの充実・強化 イメージ図

(注)各施策が主に対象とする年代の位置に整理



(凡例) : 基本目標① 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
 : 基本目標③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

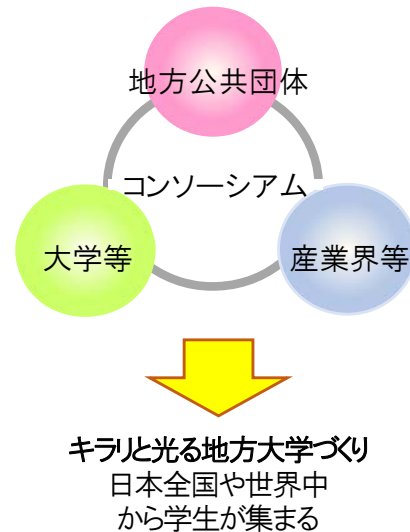
: 基本目標② 地方への新しいひとの流れをつくる
 : 基本目標④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

キラリと光る地方大学づくり～地方における若者の修学・就業の促進～

地方圏での若者の減少や東京一極集中が進む中、キラリと光る地方大学づくり（地方大学の振興）などにより、地方における若者の修学・就業を促進する（次期通常国会に法案を提出予定）。

(1) キラリと光る地方大学づくり（地方大学の振興）

- 国の基本方針を踏まえ、**首長のリーダーシップ**の下で、**産官学のコンソーシアム**を構築し、**地域の中核的な産業振興や専門人材育成などの計画**を策定。

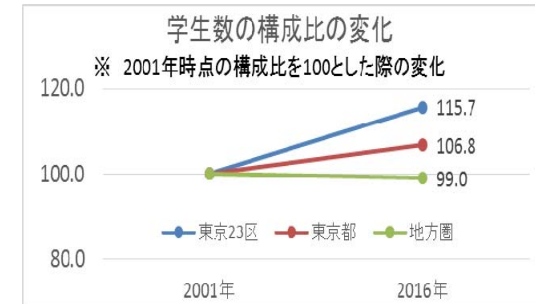


- 有識者の評価を経て、**地方創生の優れた事業**として国が認定したものに対しては、**新たな交付金により重点的に支援**。

- 東京圏や地方の大学の**学生が相互に対流・交流する取組を促進**。

(2) 東京の大学の定員抑制、地方移転

- 今後18歳人口が大幅に減少する中、近年学生数の増加が著しい**東京23区**においては、**原則として大学の定員増を認めない**。（※）



※東京の国際都市化に対応する場合や若者の東京圏への転入増加につながらない場合等のように、**真にやむをえない場合は例外**とする。

（例外の具体例）

- ・ **留学生や社会人の受入れ**
- ・ **スクラップアンドビルド**を前提とした新たな学部の設置
- ・ 収容定員増等について、**投資・機関決定等を行っている場合**
- 東京圏の大学による地方の**サテライトキャンパス**の設置（**廃校舎等の活用を含む**）を推進。

(3) 地方における若者の雇用の創出

- **若者等の起業への支援**や地域の特性に応じた「働き方改革」など、魅力のある良質な雇用機会を創出・確保。
- 東京に本社を持つ大企業等の**本社機能移転、地方採用の拡大**に向けた取組を推進。
- 地方の企業を知る機会の提供、早い段階からの職業意識形成に取り組む。
- **奨学金返還支援制度の全国展開**や地方創生インターンシップの推進など、学生等の地方還流を促進。

若者を中心とした地方における「しごと」づくり

—創業支援・事業承継支援—

- ◆地方こそチャンスがあると若者たちが感じられるよう、あらゆる政策手段を総動員し、地方におけるしごとづくり（創業・事業承継等）を推進
- ◆若者ならではの、斬新なアイデアで地方の魅力を活かした創業を支援
- ◆団塊世代の経営者の引退時期を控え、今後10年間は、事業承継問題に集中的に取り組む

- ◆地方公共団体による創業支援・事業承継の先導的な取組を、地方創生推進交付金等により積極的に支援

【地方創生推進交付金を活用したベンチャー支援】



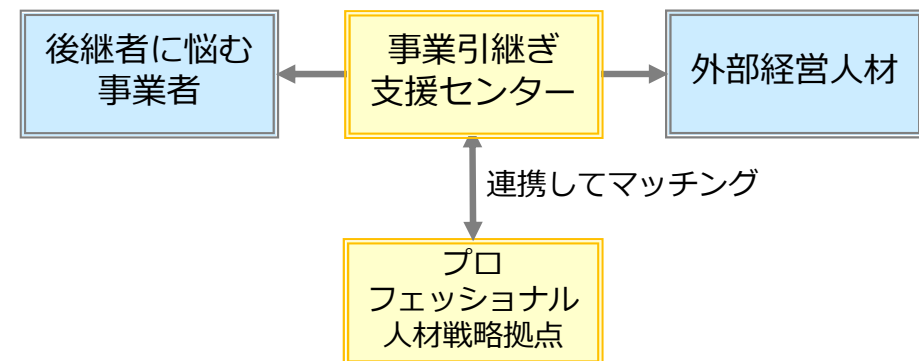
岡山県西粟倉村 ローカルベンチャースクールの様子

<西粟倉村の取組の成果>

- 移住起業家：29名、新規事業による雇用創出：89名（平成21年～平成28年）
- ローカルベンチャー売上額：1億円（平成21年）→9.4億円（平成28年）

- ◆地域の事業承継ニーズに応え、事業引継ぎ支援センターと「プロフェッショナル人材戦略拠点」が連携して、外部の経営人材をマッチング

【事業引継ぎ支援センターと「プロ人材拠点」の連携】



<税制措置の概要>

- ・地域再生法に基づき、**本社機能の移転（移転型）**又は**地方における拡充（拡充型）**を行う事業者を税制上支援
（移転型：東京23区からの本社機能移転 拡充型：地方において本社機能を拡充）
- ・平成29年11月 時点で44道府県 51計画を認定（雇用創出数：11,560人）

<拡充内容（例）>

1. 東京一極集中是正に直接的に効果のある移転型事業の拡充

- ・対象地域について、従来の都市的地域に加え、立地環境が整った**中山間地域も対象に**
- ・**中部圏及び近畿圏の中心部（既成市街地域）を支援対象地域に** ※次期通常国会に地域再生法の改正法案を提出予定

2. 移転型事業・拡充型事業における対象要件の引下げ

- ・従業員要件（10人以上→5人以上）等の引下げにより、**小規模オフィス等の移転・拡充も支援対象に**

認定事業例

◆ YKK AP株式会社【富山県黒部市】

- ・新幹線開業を契機に東京の本社機能を一部移転
- ・技術の総本山「YKK AP R&Dセンター」を開設



◆ 日本電産テクノモータ株式会社【福井県小浜市】

- ・家電用モーターの研究開発を行うために必要な研究所を福井県小浜市に整備



地方における空き店舗等の遊休資産の活用

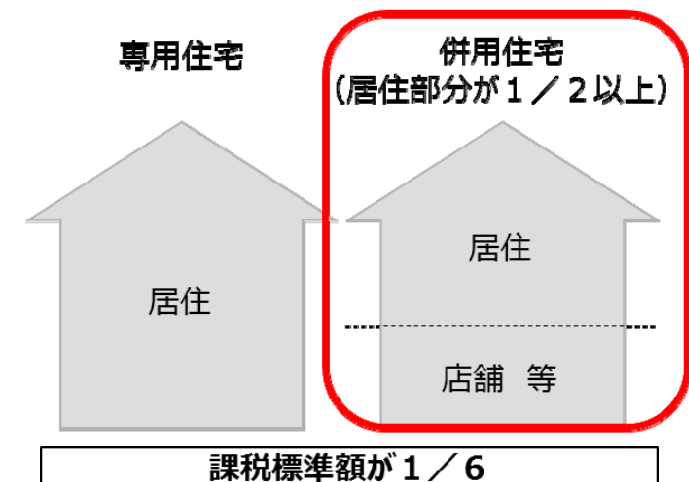
- ◆商店街における空き店舗率の全国平均は約1割。このうち、居住実態のない空き家兼空き店舗が約3割。
- ◆地域経済の再生の中心であり、地域の顔となっている商店街において、**空き店舗の解消が大きな課題**。

- ◆**空き店舗活用等を通じて、商店街の活性化に積極的に取り組む地方公共団体・商店街を支援するための法整備を前提に**
 - ・地域が一体となって進める商店街活性化の取組に対し、地方創生推進交付金を通じた重点支援など、**関係省庁による総合的かつ重点的な支援**を実施
 - ・計画達成に向けた利活用に協力が得られない**居住実態のない空き家兼空き店舗等にかかる固定資産税の住宅用地特例を解除できる仕組みの構築を目指す**。

【関係省庁による支援】

- ・内閣府：地方創生推進交付金を通じた重点支援
- ・中小企業庁：空き店舗を活用した施設整備補助等
- ・国土交通省：地方再生コンパクトシティ（仮称）
- ・厚生労働省：商店街における子育てしやすい環境の整備

住宅特例の適用（主なイメージ）



民間主体のまちづくり活動の推進（BID制度等）

<我が国におけるエリアマネジメントの状況>

- ◆近年、民間が主体となって、賑わいの創出、公共空間の活用等を通じてエリアの価値を向上させるためのエリアマネジメント活動の取組が拡大。
- ◆一方、安定的な財源確保やエリア内の関係者の合意形成が課題。

< B I D 制度の創設（イメージ） >

- ◆一定のエリアで市町村が受益者から負担金を徴収し、それを元に、エリアマネジメント団体が賑わいの創出や公共空間の活用等の活動を行い、エリアの価値の向上を実現する制度（BID制度 [Business Improvement District] ）を創設。

【次期通常国会に地域再生法の改正法案を提出予定】

取組事例【大阪市における先行的な取組（大阪版B I D）】

- ・大阪市では、2014年から「うめきた地区」においてエリアマネジメントを推進。
- ・このうち、歩道空間の管理に係る活動については、地方自治法の分担金制度を活用して地権者から分担金を徴収し、エリアマネジメント団体（グランフロント大阪TMO）に交付。
- ・グランフロント大阪の来訪者数は目標の1.4倍に達し、地域の賑わい創出が実現。



うめきた地区



グランフロント大阪



巡回警備等の歩道空間の管理
（※地方自治法の分担金制度を活用）



オープンカフェの設置



若手ベンチャー創業者等
多様な人々の交流機会の創出
（※関係企業による取組）

国民向けの地方生活の魅力の発信・体験 ～見る、知る、触れあう～ —子供の農山漁村体験の充実—

<子供の農山漁村体験の意義>

◆都市部の児童生徒（小中高）が、農山漁村体験を通じて、小中高の各段階において、地方の自然、歴史、文化等の魅力について学び理解を深めることにより、**将来の地方へのUIターン**の基礎を形成。

◆新たな取組として、関係省庁において連携して検討し、**2018年夏を目途に施策の基本方向について成案**を得る。

取組事例

○ 東京都武蔵野市（出し手側）

- ・平成元年度に武蔵野市セカンドスクール構想委員会を発足し、平成4年度よりセカンドスクールによる都市・農山漁村交流を一部小学校で開始。
- ・現在では、市内の全小中学校で、小学校6泊7日、中学校4泊5日で実施。

体験地域例：群馬県片品村、新潟県魚沼市、南魚沼市、長野県飯山市、白馬村



○ 北海道長沼町（受け手側）

- ・平成15年の国の農家民宿の規制緩和を契機として、平成16年に町、JA、農家を中心に会員数153戸で「長沼町グリーン・ツーリズム推進協議会」を設立し、104戸が農家民宿として開業。
- ・平成28年度は、農家民宿133軒で、全国から小中高校20校、約3,200名の受入れを実施。



地方への大きなひとの流れをつくる抜本的な対策

(1) 地方生活の魅力の発信・体験

◆国民全体（特に若い世代）の耳目を集める、これまでにない地方生活の魅力の発信・体験に取り組む。

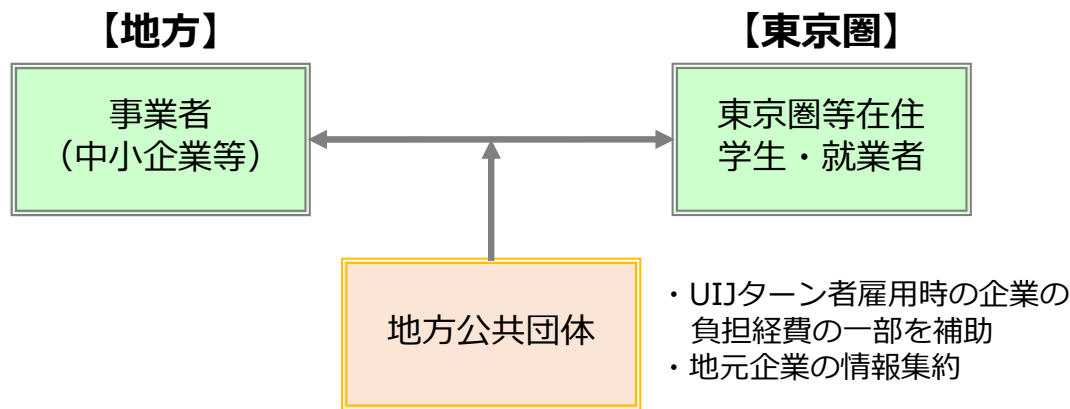
- ①一般メディアを通じた**国民の耳目を集める周知・広報の強化**
- ②**発信力のある著名人も参加する検討会議の設置**
- ③**子供の農山漁村体験の充実**



雑誌、テレビ番組 等一般メディアの活用

(2) 若者を中心としたUIターン対策の抜本的強化

◆若者を中心としたUIターン対策の抜本的な強化について検討し、**2018年夏を目途に施策の基本方向について成案**を得る。



国において、こうした取組の全国展開に向けた支援を検討

【愛媛県:移住・雇用促進プラットフォーム】

○人手不足解消に向け、産・官・金共同で移住・雇用のマッチングサイトを構築。

【京都府:UIターン就業補助金】

○府内の企業が府外在住者を雇用した場合、受入企業の負担した経費の一部を補助。

【富山県:就職情報発信】

○県内外進学者の父母などを対象として、県内企業の魅力伝えるセミナーを開催。

平成30年度 地方創生関連予算等について

① 地方創生推進交付金

1,000億円

- 地方版総合戦略に基づいて、**地方公共団体が自主的・主体的に行う先導的な取組**に対し、地方創生推進交付金により支援することにより、地方創生の更なる深化を推進。
(対象事業例) ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング（日本版DMO等）、商店街活性化、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点 等
- 交付対象事業については、**KPIの設定とそれに基づくPDCAサイクルの整備**を前提に、**地域再生法に基づく法律補助**の地方創生推進交付金により、複数年度にわたり、**継続的かつ安定的に支援**。

② 地方大学・地域産業創生事業

100億円

- 国が策定する産業振興・専門人材育成等に関する基本方針を踏まえ、**首長主宰のコンソーシアム**（地方公共団体、地方大学、産業界等で構成）を構築し、**地域の産業振興・専門人材育成**の計画を策定。
- 同計画に位置付けられた地方公共団体や地方大学等の事業のうち、国の有識者委員会の審査を経て優れた事業として認定を受けたものに対して、**新たな交付金により支援**（原則5年間）。
- 地方公共団体等が設定した**KPI**を、国の有識者委員会において**毎年度検証し、PDCAサイクルを実践**。

③ 総合戦略等を踏まえた個別施策（①の交付金を除く）

6,777億円

- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における政策パッケージごとの内訳は以下の通り。
 - i) **地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする** 2,041億円
 - ii) **地方への新しいひとの流れをつくる**（②の交付金を含む） 611億円
 - iii) **若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる** 1,878億円
 - iv) **時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する** 2,247億円

④ まち・ひと・しごと創生事業費（地方財政計画）

1兆円

- 地方公共団体が、地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、平成27年度以降、地方財政計画の歳出に、「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を計上。
- 少なくとも総合戦略の期間である平成31年度までは継続し、1兆円程度の額を維持。

⑤ 社会保障の充実

1兆67億円

- 子ども・子育て支援制度の円滑な施行を進めるとともに、医療・介護サービスの提供体制改革等を促進。

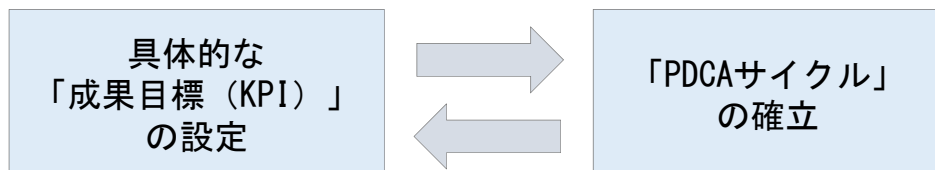
地方創生推進交付金

30年度予算額 1,000億円 (29年度予算額 1,000億円)

事業概要・目的

○地方創生の新展開を図るため、地方創生推進交付金により支援します。

- ① 地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ② KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③ 地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



対象事業・具体例

【対象事業】

①先駆性のある取組

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成、地域経済牽引
- 例) ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング (日本版DMO)、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、空き店舗 等

②先駆的・優良事例の横展開

- ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

【手続き】

- 地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画 (5ヶ年度以内) を作成し、内閣総理大臣が認定する。

30年度からの運用改善

①ハード事業割合

- ・計画期間を通じたハード事業の割合は、原則として5割未満。
- ・ただし、ソフト事業との連携により、高い相乗効果が見込まれる場合は、5割以上 (上限8割未満) になる事業であっても申請可能。

②横展開タイプの交付上限額の引上げ (事業費ベース)

【都道府県】	先駆	6.0億円 (29年度: 6.0億円)
	横展開	2.0億円 (29年度: 1.5億円)
【市区町村】	先駆	4.0億円 (29年度: 4.0億円)
	横展開	1.4億円 (29年度: 1.0億円)

③KPIの実績に基づいた事業計画の見直し

- ・申請時に、実績を踏まえたPDCAサイクルによる事業の見直しを反映した事業計画の提出を求める。

資金の流れ



(1/2の地方負担については、地方財政措置を講じる)

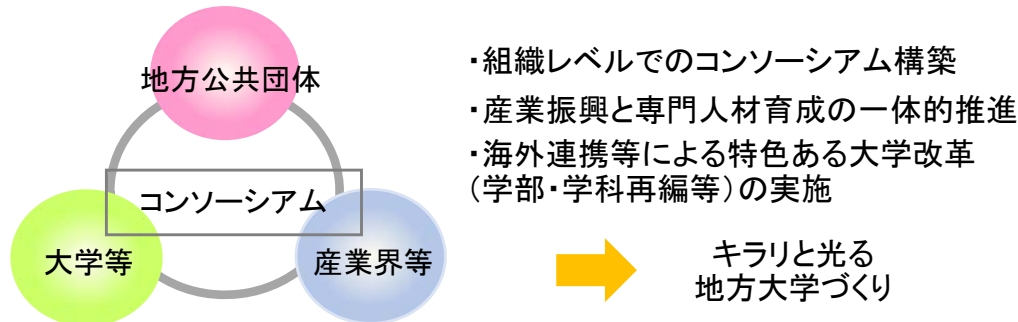
地方大学・地域産業創生事業

30年度概算決定額 内閣府及び文部科学省合計 100億円

内閣府計上分：75億円（地方大学・地域産業創生交付金20億円、地方創生推進交付金活用分50億円、関連事業5億円）
文部科学省計上分：25億円

事業概要・目的

- 地方を担う若者が大幅に減少する中、地域の人材への投資を通じて地域の生産性の向上を目指すことが重要です。
- このため、首長のリーダーシップの下、産官学連携により、地域の中核的産業の振興や専門人材育成などを行う優れた取組を、新たな交付金により重点的に支援します。
- これにより、日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」を進めます。
- この地方大学振興策と東京の大学の定員抑制、若者の雇用創出の3点から成る法案を次期通常国会に提出し、地方における若者の修学・就業の促進を強力に進めます。



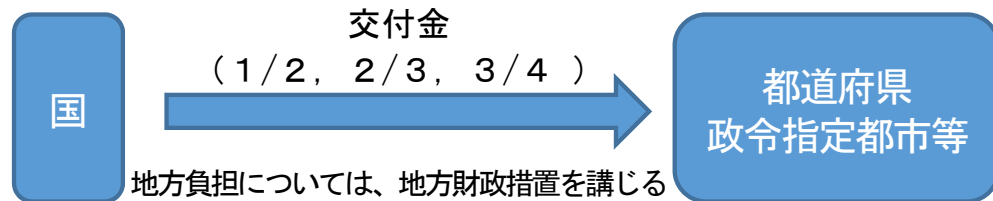
事業イメージ

- 【内閣府交付金分（70億円）及び文部科学省計上分】
- 国が策定する産業振興・専門人材育成等に関する基本方針を踏まえ、首長主宰のコンソーシアム（地方公共団体、地方大学、産業界等で構成）を構築し、地域の産業振興・専門人材育成の計画を策定。
 - 同計画に位置付けられた地方公共団体や地方大学等の事業のうち、国の有識者委員会の審査を経て優れた事業として認定を受けたものに対して、新たな交付金により支援（原則5年間）。
 - 地方公共団体等が設定したKPIを、国の有識者委員会において毎年度検証し、PDCAサイクルを実践。
 - このほか、新たな交付金の対象となる大学においては、文部科学省計上分（国立大学法人運営費交付金及び私立大学等改革総合支援事業のうちの25億円分）を内閣府交付金と連動して執行。

【関連事業分】

- 上記の関連として、以下の事業を計上。
 - ・地方と東京圏の大学生対流促進事業（3.3億円）
 - ・地方創生インターンシップ事業（0.6億円）
 - ・サテライトキャンパス調査事業（0.1億円）等

資金の流れ（内閣府交付金分）



期待される効果

- 地域の産業振興、専門人材育成等の取組の推進により、地域の生産性の向上、若者の定着を促進します。
- 「キラリと光る地方大学づくり」により、学生の地方大学への進学が推進され、東京一極集中の是正に寄与します。

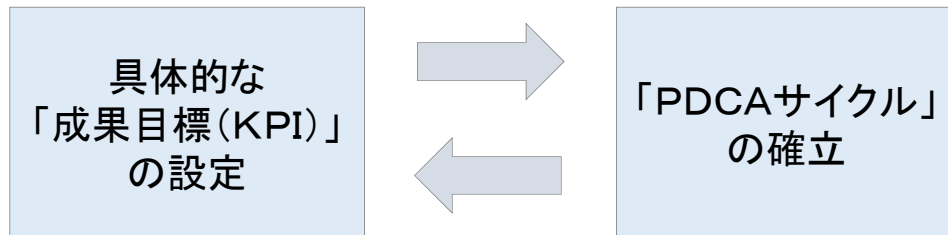
生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金

29年度補正予算額（案） 600億円（事業費ベース 1,200億円）

事業概要・目的

○「生産性革命」等に向けて、地方公共団体の地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組を推進します。

- ① ローカルイノベーションをはじめとする、地域の中堅・中小・小規模事業者の「生産性革命」等につながる先導的な施設整備を支援
- ② KPIを伴うPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組



事業イメージ

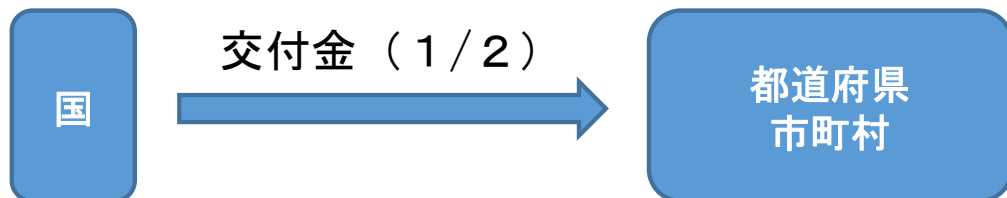
【主な対象施設のイメージ】

- 地域の製造業が行う低コスト・高精度の研究開発や、地域産品の高付加価値化につながる研究開発のための拠点の整備
- 地域の中堅・中小企業・小規模事業者の生産性や所得の向上につながる研修拠点等の整備
- 地域の食肉加工業者、水産加工業者等を集約化・大規模化する加工処理施設の整備
- ドローンや自動走行、AIなど近未来技術の活用を促し、その実証・実装に向けた拠点の整備

【手続き】

○地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定。

資金の流れ



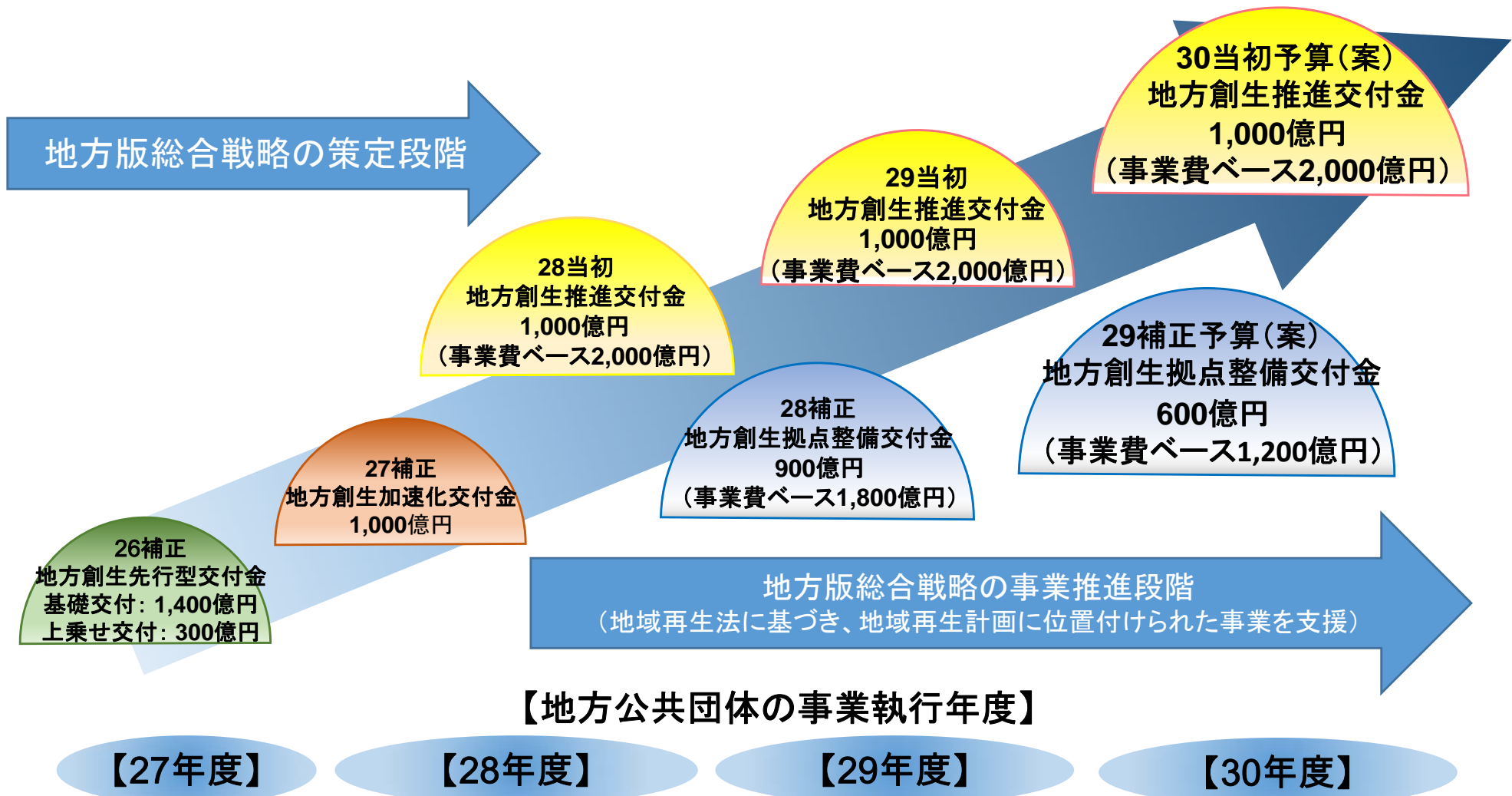
期待される効果

○「生産性革命」等につながる施設整備等を行うことにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の深化に寄与します。

地方創生関係交付金の概要（イメージ）

○自治体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援

○KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援



地方における企業拠点の強化を促進する特例措置の延長・拡充(平成30年度改正案)

東京一極集中を是正し、企業の本社機能移転等の加速化を図るため、本特例措置を延長(2年間)及び拡充する。

地方拠点強化税制の拡充

1 制度全体の拡充 ※東京23区からの本社機能移転(移転型事業)及び地方の本社機能拡充(拡充型事業)

(1)要件の緩和

●計画認定:移転・拡充先施設で従業員数が10人(中小5人)以上増加
 <雇用促進税制の適用要件>
 ①単年度において全事業所の雇用者数が5人(中小2人)以上増加
 ②前年度から法人総給与額が法人雇用増加率×30%以上増加
 ③1人あたり最大控除額60万円適用には前年度からの法人雇用増加率が10%以上

●従業員数が5人(中小2人)以上増加
 <雇用促進税制の適用要件>
 ①移転・拡充先施設の雇用者数が2人以上増加
 ②法人雇用増加率×20%以上増加
 ③移転型は5%以上、拡充型は8%以上

(2)支援対象施設の拡充

支援対象施設:本社機能(事務所、研究所、研修所)のみ

工場内の研究開発施設も対象

2 移転型事業の拡充

(1)支援対象外地域の見直し

支援対象外地域:首都圏、近畿圏及び中部圏の中心部

近畿圏及び中部圏の中心部を支援対象に追加
 ※オフィス減税は他地域と同率。雇用促進税制は最大80万円/人の税額控除

(2)要件の緩和

①対象区域:道府県内の一部に限定
 ②計画認定:計画期間中の従業員増加数の過半数が東京23区からの転勤者

①小規模オフィス等の立地環境が整った中山間地域等も対象
 ②初年度に転勤者が過半数であれば、計画期間中では1/4以上の転勤者で可

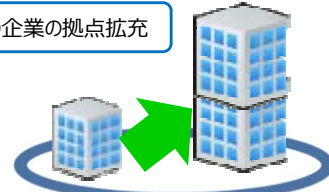
※雇用促進税制の上乗せ部分(30万円×3年=90万円)とオフィス減税は引き続き併用可

地方交付税による減収補填措置の拡充

移転型事業について、これまでの不均一課税に加え、課税免除をした場合も減収補填措置の対象に追加 ※補填率は現行と同一

拡充型(含対内直投)

地方の企業の拠点拡充



地方にある企業の本社機能の強化を支援

地方活力向上地域特定業務施設整備計画（知事認定）

認定要件：特定業務施設で常時雇用従業員増加数が5人(中小2人)以上
 対象施設：事務所、研究所、研修所 + 工場内の研究開発施設
 対象区域：地域再生計画で指定された道府県の一部の区域

支援対象外地域：東京圏・中部圏・近畿圏の既成市街地等

オフィス減税

オフィスに係る建物等の取得価額に対し、**税額控除4%又は特別償却15%**
 措置対象：建物、建物附属設備、構築物 取得価額要件：2,000万円（中小企業者1,000万円）

移転型

東京一極集中の是正
地方移転の促進



東京23区

東京23区からの移転の場合、
拡充型よりも**支援措置を深堀り**

地方活力向上地域特定業務施設整備計画（知事認定）

認定要件：同左 + 従業員増加数に関する以下の転勤者要件
 ①計画期間中、増加数の過半数が東京23区からの転勤者 又は
 ②初年度に過半数が転勤者であれば、計画期間中では1/4以上で可
 対象施設：同左
 対象区域：同左 + 小規模コア等の立地環境が整った中山間地域等

支援対象外地域：東京圏の既成市街地等

雇用促進税制（本則）

適用要件：①特定業務施設の雇用者増加数（非正規除く）が2人以上 ②前年度から法人総給与額が法人全体の雇用増加率×20%以上増加 ③事業主都合の離職者なし

①法人全体の雇用増加率が8%以上の場合、**増加雇用者1人当たり最大60万円**（注）を税額控除

②雇用増加率が8%未満の場合でも、1人当たり最大30万円を税額控除

①法人全体の雇用増加率が5%以上の場合、**増加雇用者1人当たり最大90万円(80万円*)**（注）を税額控除
 《拡充型の1人当たり最大60万円（注）に、増加雇用者1人当たり30万円(20万円*)上乘せ》
 * 近畿圏・中部圏の既成都市区域等の場合

②上記①のうち**上乘せ分は最大3年間継続**

ただし、特定業務施設の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した場合、以後は不適用
 《法人全体の増加雇用者がいなくても、特定業務施設の増加雇用者には適用》

※雇用促進税制の上乗せ部分（30万円×3年＝90万円）とオフィス減税は引き続き併用可

（注）増加雇用者が転勤者及び非正規雇用者の場合は減額。新規雇用者の40%を超える非正規雇用者は対象外。

特定地域における住宅用地特例解除措置（固定資産税）

政策の背景

- 地方における空き店舗等の遊休資産を活用することによって、地域の魅力の創出、生産性の向上などを通じ活性化を図る。
- 空き店舗等活用に積極的に取り組む地方公共団体・商店街を支援するため、地方創生推進交付金を含む関係府省による地域全体の価値を高めるための重点支援措置や、固定資産税の住宅用地特例の解除措置等に関する仕組みを検討する必要がある。

要望内容

地方自治体が計画を策定し、地域が一体となって進める商店街活性化の取組みに対して資金調達等での支援措置を講じる法律の整備を前提に、計画達成に向けた利活用に協力が得られない居住実態のない空家兼空き店舗等には、固定資産税の住宅用地特例を解除できることとする。

政策パッケージ(案)

- ▶ 地方創生推進交付金による重点支援措置
- ▶ 中小企業庁をはじめとした関係省庁の補助金・交付金等による優先的支援
- ▶ 空き店舗等の状態を解消し、新たに事業を行う者に対する、日本政策金融公庫の低利融資の実施
- ▶ 地方公共団体が定めた地域において、自治体のもと地域が一体となって作成した計画に基づいて、固定資産税の特例を解除できる仕組み

住宅特例の適用（主なイメージ）

